

「令和 7 年度管路の耐震化に関する検討会」
に関する情報の公開について

- 検討会は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 検討会の資料は原則として公開とする。ただし座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 検討会の議事概要は出席者の確認を取った上で公開する。
- 検討会の資料及び議事概要については、検討会后、国土交通省のホームページに公表する。